

平成19年7月31日

小田原市監査委員 秋山 栄雄
小田原市監査委員 神戸 和男
小田原市監査委員 木村 信市

住民監査請求に係る監査の結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

住所 （省略）

氏名 （Aほか7名省略）

2 請求の要旨（原文のとおり）

- 1 別紙事実証明書（平成19年5月に小田原市自治会総連合により、自治会員世帯に配布されたと思われまます（仮称）城下町ホールを主題とした「広報おだわら別冊」以下「広報別冊」という）に記載された[ボイス～期待の声～]「俳優阿藤快さん」と記名された記述は、阿藤快氏自身による文面確認の無いコメントであることが明らかとなり、平成19年5月28日、小田原市長はその旨を公表しました。
- 2 「広報別冊」は、自治会組織を通じて自治会加入全世帯に配布されました。この「広報別冊」の刊行を市長は、異論の多い市民への説明を充分尽くすようにとする市議会の決議に従ったものと説明しています。しかしながら、「広報別冊」の城下町ホールについての説明記述の少なからずの部分において、自治会構成員で

ある小田原市民から重大な問題指摘や、見直しを求める意思表示がなされています。その具体的な内容はこれまでもたびたび要望書や意見書、さらには地域新聞に意見広告や投稿等によって公開されてきました。それにもかかわらず、「広報別冊」は、市民の疑問に答える内容は皆無に等しく、事実上これまでの市広報や新聞発表の繰り返しにすぎないものでした。これは単に説明のアリバイ作りの無駄な浪費にすぎないものであるばかりでなく、阿藤快氏のミスコメント掲載に象徴されるように、杜撰かつ粗雑な計画の隠蔽行為と理解せざるを得ません。

3 「広報別冊」を、作成配布するにあたり、編集、印刷製本、配布の各業務について、小田原市職員の業務にかかる費用および外部発注業務にかかる多大な無駄な費用が発生しました。

4 上述の通り、「広報別冊」を作成配布した業務所管部署である小田原市市民部文化交流課の関与職員およびその指揮監督者である市民部長、小田原市長によってなされた公金の支出執行は、下記により極めて不当なものであります。

(1) 「広報おだわら」5月1日号において、(仮称)城下町ホールの広報がなされたにもかかわらず、短期間に再度、拙速な広報業務を行って無駄な経費を発生させました。

(2) 通例の「広報おだわら」の配布に引き続いて、突如として異例な「広報別冊」の配布業務を再度自治会員に行わせ、無意味な負担をかけました。

(3) 小田原市のこの度の「広報別冊」の記述内容は、城下町ホールの適正な機能と、運用諸経費の負担にかかる市民の問題提起に何らの保証もなく、その結果、今後の小田原市の正当な施策を誤らせ、同時に市財政に不当な経済的負担を強いる恐れがあります。

5 よって、本件請求人は、小田原市監査委員が、「広報別冊」発行に関する一切の経費と支出の財源を明らかにし、その上刊行編集に責任を有する小田原市長及び担当理事者、部局者に対して当該経費支出の損害を補填するよう勧告することを求め、あわせて、同市長に対して「広報別冊」を回収する措置をとり、その結果については、市報その他のメディアを通じて公表するよう勧告することを求めるものであります。

(以上、原文のとおり記載した。また、別紙事実証明書は記載を省略した。)

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成19年6月5日にこれを受理した。

2 監査対象事項

平成19年5月に発行された本件請求に係る広報おだわら別冊（仮称）城下町ホール特集号（以下、「本件広報紙別冊」という。）に係る契約その他の一連の財務会計上の行為が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年6月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人のうちA、B、C、D、E及びFから「小田原市職員措置請求書に係る陳述」と題する書面の提出があり、陳述がなされた。

また、同日に以下の新たな証拠の提出がなされた。

証1 広報小田原 4/1号、5/1号、6/1号、広報おだわら別冊 5/8発行？

証2 まちの情報紙ポスト 4/27号、6/15号

証3 別冊制作業務契約に関して文化交流課職員による広報広聴課からの聞き取り
6/12

証4 小田原市所管課と阿藤快氏事務所の間で協議をした際のFAX記録 5/18～5/22

証5 阿藤快さんのコメント「最近おだわらで・・・」5/18？、「市長さ～ん」6/5？

（小田原市職員措置請求書に係る陳述及び新たな証拠については記載を省略した。）

4 監査対象部局及び陳述

本件請求について、市民部及び広報広聴室を監査対象とし、平成19年6月19日に市民部長、市民部次長、市民部文化交流課長、広報広聴室長ほか関係職員から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の認定

請求人から提出された小田原市職員措置請求書及びこれに添付された証拠書類、監査対象部局に対する職員調査等から本件請求に係る事実を次のとおり認定した。

(1) 「本件広報紙別冊」の制作業務に係る委託契約は、平成19年4月16日に小田原市と株式会社神奈川新聞社営業局小田原営業所との間で、規格等をA4判4色4ページ、印刷部数を73,500部、印刷方法はオフセット印刷とし、契約金額を926,100円として、随意契約により締結されており、同年5月7日に成果品である「本件広報紙別冊」が小田原市役所において納品されている。また、同年5月8日までに制作業務が完了し、同年7月6日までにその代金の全額が支出されている。

(2) 「本件広報紙別冊」の配布については、平成19年5月9日に開催された小田原市自治会連合会長会議の席上において、同会議に出席した市民部文化交流課長から各連合自治会長に対し、「本件広報紙別冊」の自治会での配布の依頼が行われた。翌日10日、市民部文化交流課担当職員により各連合自治会長宅又はその指定場所に自治会での配布に必要な部数が届けられ、同日以降、順次各单位自治会、さらに各世帯に配布された。自治会を経由して各世帯に配布された「本件広報紙別冊」の部数は、全部で6万6,571部である。

自治会経由による「本件広報紙別冊」の配布は、小田原市から各自治会に対する通年の回覧・配布等に関する地区行政事務委託の範囲内で行われている。

(3) ポスト広告への（仮称）城下町ホール記事掲載業務に係る委託契約は、小田原市と株式会社ポスト広告との間で、紙面の1ページ中の7段相当分に掲載するものとし、契約金額を367,500円として、平成19年4月16日に締結されており、同年4月27日号の「まちの情報紙ポスト」に（仮称）城下町ホールに関する記事が掲載されている。また、同年5月30日までにその代金の全額が支出されている。

(4) 「本件広報紙別冊」の裏面【ボイス～期待の声～】に掲載された俳優阿藤快さ

んからの（仮称）城下町ホールへの期待のコメントは、市民部文化交流課と同氏の所属事務所との間の調整によって作成されたものであったが、同事務所が同氏の了解を得ずに「本件広報紙別冊」への掲載を承諾してしまったことなどから、広報おだわら平成19年6月1日号にその経緯の説明とお詫びの記事が掲載されたものである。

また、この一連の経緯については、平成19年5月28日に市議会議員説明会において、翌29日に定例記者会見において市長等により説明された。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の主張について

請求人は、本件の請求を行う目的として、「本件広報紙別冊」の作成等に関する経費の損害補填、「本件広報紙別冊」を回収する措置及びその結果については市広報等を通じて公表するよう勧告することを求める、と主張している。

まず、第1として「本件広報紙別冊」は、その記事内容が広報おだわら平成19年5月1日号（以下「5月1日号」という。）、その他（仮称）城下町ホールに関するこれまでの報道発表資料等に類似している点について、短期間に再度、発行する必要性がない旨請求人は主張している。

「本件広報紙別冊」の第2面及び第3面の見開きページの左上の記事「音響性能を重視した多機能ホール」については、その大部分が5月1日号の（仮称）城下町ホールに関する記事と同様のものであると認められるほか、その他の記事についても平成19年4月26日から小田原市ホームページにおいて公開されている（仮称）城下町ホールの実施設計の概要等と同様のものである箇所が認められる。

しかしながら、「本件広報紙別冊」の発行の趣旨は、（仮称）城下町ホールの実施設計の段階における、できるだけ直近の必要な情報を迅速かつ効果的に提供する手段として、その概要をパンフレットの体裁をとって市民に対して説明しようとするものであるとされる。このような「本件広報紙別冊」の発行の趣旨を踏まえ、これまでの（仮称）城下町ホールに関する資料及び記事と「本件広報紙別冊」との類似性の是非を検討すると、事業を推進する上で、市民の理解と協力を得ら

れるよう、より分かりやすい内容とし、施設構成に説明書きを加えたり、新しい情報を盛り込むなど、必要な情報を効果的に提供することとしたものと考えられる。

また、(仮称)城下町ホールの実施設計に関するこれまでの広報記事等と同様の記事が認められるとしても、市民に対する市の事業の説明、周知等に係る広報活動は、一つの事業又は一つの内容について、1回行えば必要十分であるというものでもなく、限られた紙面の中で、何を記載するか、その情報提供の方法、時期等については、原則としてこれを行う市長の裁量に委ねられるというべきものであり、この点について「本件広報紙別冊」の作成が不当な公金の支出を伴うものであると主張することは認められない。

第2に、「本件広報紙別冊」の裏面【ボイス～期待の声～】に掲載された俳優阿藤快さんのコメントは、市民部文化交流課の担当者において文案が作成され、阿藤快さんの所属芸能事務所の了解を得て「本件広報紙別冊」に掲載されたものである。一般に特定の事項に関して、特定の個人のコメントを「本件広報紙別冊」の記事として掲載する場合には、本人がそのコメントの文案を作成するか、又は本人に代わって文案を作成する者があるにしても、本人の了解を得るのが通常であると考えられる。

しかしながら、阿藤快さんは俳優・芸能人として多忙な日々を送られており、従前から小田原・城下町大使としての阿藤快さんに小田原市が連絡、依頼、スケジュール確認等をするに当たっても本人と直接のやり取りをすることはなく、すべて所属事務所の有限会社さ・い・ど事務所を通じてこれを行っていたことが認められる。

このような状況の下においては、阿藤快さんと小田原市との間の連絡は所属事務所を経由して行うものであるという認識が小田原市の担当者にあったと認められ、またそのような方法により阿藤快さんと連絡をすることが不適切な方法であるとは考えられないから、「本件広報紙別冊」に掲載する阿藤快さんのコメントを求めるに当たって、その所属事務所に依頼を行い、コメントの文案を所属事務所の担当者に送付してその了解を得るといった手続によったとしても、不適切であるとはいえない。

なお、その余の点について「本件広報紙別冊」の内容、委託契約の締結、その他の事項に関し、不当な支出に当たる事項は、認められない。

(2) 結論

以上のとおり、小田原市長が行った「本件広報紙別冊」に係る契約その他の一連の財務会計上の行為は適正になされており、違法又は不当な公金の支出は認められない。

したがって、小田原市長その他の職員に対し、「本件広報紙別冊」の発行に係る経費に相当する額の損害補填、その他必要な措置を求めている請求人の主張には理由がないと判断した。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。